

大分県報

令和八年
第六八四号
二月二十七日

（金曜日）

目次

人事委員会規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正……………一

告示

肥料の登録の有効期間の更新……………一

肥料の登録の失効……………三

土地改良事業計画の変更認可……………三

教育委員会告示

県指定有形文化財の指定……………三

県指定有形文化財の追加指定……………三

労働委員会訓令

大分県労働委員会電子署名規程の全部改正……………四

公告

所在不分明者に対する保安林指定予定通知の揭示……………四

令和八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………四

○人事委員会規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

大分県人事委員会委員長

和田久 継

大分県人事委員会規則第一号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（昭和五十一年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

大分県報（人事委規則・告示）

一

別表第一の備考2を次のように改める。

2 この表を適用する職員のうち、第四条の二第一号に規定する校務を分掌する職員（以下「学級を担任する者」という。）には、この表の額にそれぞれ3,000円（学級を担任する者のうち、一以上の学級を複数数の者で担任する場合にあつては、3,000円に当該担任する学級の数を乗じ、当該学級を担任する者の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））を加算する。ただし、これにより難い場合には、任命権者が人事委員会と協議して定める額を加算する。

2 この表を適用する職員のうち、第四条の二第一号に規定する校務を分掌する職員（以下「学級を担任する者」という。）には、この表の額にそれぞれ3,000円（学級を担任する者のうち、一以上の学級を複数数の者で担任する場合にあつては、3,000円に当該担任する学級の数を乗じ、当該学級を担任する者の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））を加算する。ただし、これにより難い場合には、任命権者が人事委員会と協議して定める額を加算する。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の規定は、令和八年一月一日から適用する。

○告示

大分県告示第九十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和八年二月二十七日

大分県知事

佐藤樹一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
大分県肥第一〇七八号	混合有機質肥料	混合有機質肥	窒素全量五・〇 りん酸全量	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段	令一〇・一〇・二六

大分県肥第 一〇八六号	大分県肥第 一〇八四号	大分県肥第 一〇八三号	大分県肥第 一〇八二号	大分県肥第 一〇八〇号	
混合有機 質肥料	混合有機 質肥料	混合有機 質肥料	混合有機 質肥料	魚廃物加 工肥料	
混合有機 料八三	混合有機 料四三	混合有機 料六六	混合有機 料五七	魚廃物 加工肥 料六六	料五二
窒素全量 八・〇	窒素全量 四・〇	窒素全量 六・〇	窒素全量 五・〇	窒素全量 六・〇	二・〇
含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	項は、公定規 格のとおり
片倉コープアグリ株 式会社	片倉コープアグリ株 式会社	片倉コープアグリ株 式会社	片倉コープアグリ株 式会社	片倉コープアグリ株 式会社	北一丁目八番一〇号
令一〇・ 一〇・二六	令一〇・ 一〇・二六	令一〇・ 一〇・二六	令一〇・ 一〇・二六	令一〇・ 一〇・二六	
大分県肥第 一〇九七号	大分県肥第 一〇九六号	大分県肥第 一一三一号	大分県肥第 一一三〇号	大分県肥第 一一二九号	一〇八七号
混合有機 質肥料	混合有機 質肥料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	質肥料
入り混 合有機 質肥料	混合有 機質肥 料五二 特号	五三・ 一〇粒 炭酸 苦土石 灰肥料	五三・ 一〇炭 酸苦土 石灰肥 料	五三・ 一〇炭 酸苦土 石灰肥 料	料八六
窒素全量 五・〇	窒素全量 五・〇	アルカリ分 五三・〇	アルカリ分 五三・〇	アルカリ分 五三・〇	りん酸全量 六・〇
含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	その他の制限 事項は、公定 規格のとおり	その他の制限事 項は、公定規 格のとおり
片倉コープアグリ株 式会社	片倉コープアグリ株 式会社	株式会社グリーンビ ジネス九州	株式会社グリーンビ ジネス九州	津久見ドロマイト工 業株式会社	東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号
令一〇・ 一一・四	令一〇・ 一一・四	令一三・ 一一・一八	令一三・ 一一・一八	令一三・ 一一・一八	一〇・二六

大分県肥第一〇四二号	混合有機質肥料	混合有機質肥料	窒素全量五・〇 りん酸全量四・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	令一〇・一二・二七
------------	---------	---------	---------------------	-------------------------------------	------------------------------------	-----------

大分県告示第九十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次のとおり肥料の登録は失効した。

令和八年二月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
大分県肥第一〇七七号	混合有機質肥料	くみあいはっこう米ぬか入り混合有機質肥料二号	窒素全量二・〇 りん酸全量三・〇 加里全量一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	菱東肥料株式会社 大分市豊海三丁目三番一号	令七・九・二三

大分県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十條第一項の規定により、次の土地改良区が行う土地改良事業計画の変更を認可した。

令和八年二月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名	事業名	認可年月日
明正土地改良区	土地改良事業（維持管理計画書）	令八・二・一七

竹田市土地改良区	土地改良事業（維持管理計画書）	令八・二・一七
日田市土地改良区	土地改良事業（維持管理計画書）	令八・二・一七
明治大分水路土地改良区	土地改良事業（維持管理計画書）	令八・二・一七

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第一号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定有形文化財に指定する。

令和八年二月二十七日

大分県教育委員会

種別	名称	員数	時代	所在の場所	所有者
考古資料	四日市遺跡出土絵画土器	三点	弥生時代中期後半	大分市牧緑町一番六号	大分県

大分県教育委員会告示第二号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項の規定により、次の第一表に掲げる文化財を県指定有形文化財富貴寺大堂壁画弥勒浄土図断片（外陣北小壁）（令和六年二月十六日大分県教育委員会告示第二号）に追加して指定し、その員数を第二表のように改める。

令和八年二月二十七日

大分県教育委員会

種別	名称	員数	時代	所在の場所	所有者
第一表	富貴寺大堂壁画弥勒浄土図断片（外陣北小壁）	一点	平安時代後期（十二世紀）	宇佐市大字高森字京塚	大分県

第二表	小壁	紀		
種別	名称	員数	時代	所在の場所
絵画	富貴寺大堂壁画弥勒浄土図断片（外陣北小壁）	二点	平安時代後期（十二世紀）	宇佐市大字高森字京塚
				所有者
				大分県

○労働委員会訓令

大分県労働委員会訓令第一号

大分県労働委員会事務局

大分県労働委員会電子署名規程（平成十五年大分県地方労働委員会訓令第五号）の全部を改正する。

令和八年二月二十七日

大分県労働委員会会長 清水立茂

大分県労働委員会電子署名規程

大分県労働委員会における電子署名の実施については、大分県電子署名規程（令和七年大分県訓令甲第二十二号）の例による。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

○公告

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。

令和八年二月二十七日

大分県知事 佐藤樹一郎

一 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

所在の不明な者の氏名	川野 誠、川野 文太郎、柳井 袈裟五郎、川野 貞吉、川野 清二郎、川野 棟藏、川野 徳治、川野 伊勢五郎、川野 一、柳井 喜代造、柳井 慶藏、川野 市藏、柳井 清治郎、柳井 政彌	佐伯市役所
------------	---	-------

二 通知の要旨

令和八年一月二十七日付け大分県告示第四十四号により行った森林法第三十条の規定による通知

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、次のとおり令和八年二級建築士試験及び木造建築士試験を実施する。

令和八年二月二十七日

大分県知事 佐藤樹一郎

一 試験の期日及び時間

1 学科の試験

二級建築士試験 令和八年七月五日（日）

木造建築士試験 令和八年七月二十六日（日）

午前十時十五分から午後五時二十分まで

2 設計製図の試験

二級建築士試験 令和八年九月十三日（日）

木造建築士試験 令和八年十月十一日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験の場所

二級建築士

学科の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一

設計製図の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地

木造建築士

学科の試験 大分大学 大分市大字且野原七〇〇番地

設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一

三 受験申込手続

新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。

1 受験申込受付期間及び受付時間

令和八年四月一日（水）から同月十四日（火）まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

2 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）のホームページ（<https://www.jaetic.or.jp/>）において、必要事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由（身体に障がいがあり、インターネットの利用が困難である等）がある場合は、令和八年四月七日（火）までにセンター本部に申し出ること。

四 合格者の発表

令和八年十二月三日（木）（予定）

なお、学科の試験については、令和八年八月二十四日（月）（予定）に発表する。

五 その他

1 設計製図の試験の課題については、二級建築士は令和八年六月二十四日（水）（予定）、木造建築士は令和八年七月八日（水）（予定）からセンターのホームページにおいて公表する。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、受付期間内にセンター本部にその旨を申し出ること。